

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に 関する総合推進指針進行管理調書

(平成30年度実績報告書・令和元年度実施計画)

市民生活部 人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理											
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意識を普及させます。NP〇等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。	1	男女共同参画に関する講座等	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間8講座・事業程度)	男女共同参画センター事業として、男女共同参画啓発講座、健康講座等12講座・事業を実施した。	972	1,589	B	・男女共同参画の視点からの子育て支援や健康増進、父親の家事・育児参加促進等、様々な種類の講座を通して、意識啓発を行うことができた。 ・申込者数が定員を上回る講座が前年よりも増えたが、下回る講座も一部あった。魅力を感じられる講座テーマの選定、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、更なる検討が必要である。	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間10講座・事業程度)	男女共同参画推進課
		2	特集記事等による広報啓発	広報における特集や主要記事の掲載	広報あしや ・5月15日号 男女共同参画週間 ・11月1日号 女性に対する暴力・児童虐待・いじめ STOP!! 合同街頭啓発キャンペーン ・2月15日号 ウィザスあしやフェスタ2019 広報あしや臨時号 ・3月1日号 男女共同参画特集	531	0	B	・広報臨時号の発行により、移転後の男女共同参画センターや団体活動について、広く周知を行うことができた。 ・読みやすい書き方や内容を心がけ、男女共同参画について知ってもらえるきっかけづくりができた。 ・掲載数を増やすことだけでなく、より周知すべき内容などを厳選して掲載し、啓発につなげる必要がある。	広報における特集や主要記事の掲載	男女共同参画推進課
		3	啓発パンフレット等の発行・配布	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	・センター通信「ウィザス」を年4回発行し、市内の公共施設などへ配架した。(3500部発行) ・デートDVに関するチラシ、デートDV啓発漫画を掲載した条例啓発パンフレット(概要版)を男女共同参画センターで配架した。 ホームページにもデートDV啓発漫画等を掲載した。	298	290	B	・講座や事業の参加者に、センター通信、デートDVに関する啓発チラシや条例啓発パンフレット(概要版)を配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。 ・課題として、デートDVだけではなく、男女共同参画に関するテーマでチラシや啓発パンフレットを作成する必要がある。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課
		4	男女共同参画推進条例趣旨の啓発	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	・講座・事業実施時のアンケートに、条例認知度についての項目を入れ、条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。 ・条例啓発パンフレット(概要版)については、英語版も作成・発行し、市内へ配布及び配架した。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。	213	30	B	・週間記念事業等で条例啓発パンフレット(概要版)を配布し、わかりやすく条例を知ってもらえるきっかけとなった。 ・条例啓発パンフレット(概要版)の英語版も発行したことで、より広く周知を行うことができた。	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	男女共同参画推進課
2 男女を通じた労働環境の改善、子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会参加を促進します。		5	広報紙等による啓発と情報提供	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	広報あしや臨時号(平成31年3月1日発行)の男女共同参画特集において、1月19日に行ったイクボス宣言を紹介し、ワーク・ライフ・バランスを保てる環境づくりの推進について取り上げた。また同特集において女性活躍推進事業についても紹介を行った。	531	260	B	・広報あしや臨時号の男女共同参画特集において、イクボス宣言や女性活躍推進事業を紹介することで、広く周知・啓発につながった。	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	男女共同参画推進課
		6	病児・病後児保育	窓口での周知等によって利用を促し、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、芦屋病院での病児・病後児保育事業については、当日受付を開始する。	市立芦屋病院施設内にて実施 利用者延べ人数：344人 (H29：194人) (病児保育利用者：延べ344人) (病後児保育利用者：0人)	15,531	18,516	A	当日利用を開始したことで、平成29年度に比べて利用者延べ人数が大幅に増加した。	今後も引き続き周知に努めるとともに、利便性を考慮したうえで受け入れ箇所を増やし、提供体制のさらなる確保に努める。	子育て推進課 (子育て施設担当)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
		7	放課後児童クラブ(学童保育)	- 平日 放課後 - 土日 午前9時から午後5時 - 学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 - 対象児童を6年生まで拡大する。 - 低学年の待機児童をなるべく出さない。	小学校8校(12学級)で実施(通年) - 平日 放課後から午後5時 - 土日 午前9時から午後5時 - 学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 - 延長 (平日) 午後5時から7時 - 山手園域の待機児童を対象(夏休みは、全市域の待機児童を対象)に、民間事業者に委託し、朝日ヶ丘幼稚園にてしいる学級を開設。 - 浜風小学校改修工事のため、夏休みのみらいおん学級を打出浜小学校にて運営。 - 定員を増幅するため、浜風小学校らいおん学級及び精選小学校ひまわり学級を改修工事 - 令和元年度から対象児童を6年生まで拡大するための条例改正。	224,146	250,587	B	4月1日時点で待機児童が49人(低学年14人、高学年35人)発生した。待機児童対策として、にじいろ学級を開設したが校区外ということもあり利用者は8人だった。令和元年度の待機児童解消に向けて、民間事業者に学級運営を委託する契約準備や学級を増設・整備するための改修工事に着手した。	小学校8校(14学級)で実施(通年) - 平日(月～金)放課後 - 土曜日 午前9時から午後5時 - 学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 - 富川小学校、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の7学級の運営を民間事業者に委託。 - 岩園小学校、浜風小学校を2学級に増設し、山手小学校の受入れ可能枠を超える児童を岩園小学校で、富川小学校の受入れ可能枠を超える児童を浜風小学校で受入れ、送迎による移動方式により、待機児童を解消する。	青少年育成課
		8	ノー残業デーの実施 WLB休暇の計画的取得の促進啓発	- ノー残業デーの実施 - 平日午後8時に音楽を流す - 人事課職員の見回り - WLB休暇の計画的取得の促進啓発	- 毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとし、時間外勤務する部署には申請書を提出させ、意識づけを行った。 - 帰宅意識を啓発するため、毎日午後8時に音楽を流した。 4月の庁議にてワーク・ライフ・バランス休暇の啓発を行った。 - ノー残業デーに残業をする職場には申請書の提出を求め、人事課職員が見回り、ワーク・ライフ・バランスの意識づけに努めた。 - 計画的な休暇取得をするよう「ワーク・ライフ・バランス休暇の取得予定表」を配布した。	0	0	B	- 年次有給休暇の平均取得日数は、12.21日で、前年度実績から0.25日増加した。 - 課題は、時間外勤務の削減	- ノー残業デーの実施 - 平日午後8時に音楽を流す - 時間外勤務縮減の対策を実施 - WLB休暇の計画的取得の促進啓発	人事課
	③就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。	9	育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進	- 職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 - ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 - 男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	- 育児休業・介護休業の取得を促した。 - 掲示板を活用し、全職員へ制度の周知を図った。 - 掲載板にて「ワーク・ライフ・バランス通信」を3号まで(通算18号まで)発行した。	0	0	B	- H30年度中に新たに育児休業を取得した職員は19名(女性17名、男性2名)、介護休業を取得した職員は1名(男性1名)であった。 - H30年度の育児休業の取得率：女性100%、男性6.3% - 男性職員の育児休業・介護休業の利用率の向上	- 職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 - ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 - 男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	人事課
		10	女性活躍に関する啓発・講座	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×6回実施予定。	女性活躍推進事業として、女性活躍推進講座、パソコン等就労支援講座、就労準備講座、起業フォーラム、イクメン交流会等11講座を開催した。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×6回実施した。	642	997	A	- 就労支援パソコン講座・女性のための出前チャレンジ相談・女性のための働き方セミナーについては、継続して実施できた。 「女性のための出前チャレンジ相談」は、1回3枠の予約枠もほとんど埋まっていた。 - 新規事業も前年度より多く実施し、申し込み者数が定員を超える講座も多かった。	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×3回実施予定。	男女共同参画推進課
		11	女性パソコン講座	最新パソコン及びソフトを導入し、継続して実施する。	上宮川文化センターパソコン室でワード・エクセルの初級操作について講義した。	96	144	B	受講者の女性の社会参加・社会貢献に役立った。	継続して実施する。	上宮川文化センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
4性差別による暴力防止についての啓発を推進します。芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害を防止します。DV被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。		12	DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春等の女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施した(11月20日)。JR芦屋駅付近にて、啓発チラシ・グッズの入った手提げ袋を市民に対して配布。	10	22	B	女性に対する暴力について、芦屋警察や関係団体と合同で実施することにより、より効果的な啓発につながった。	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)	男女共同参画推進課
		13	女性のためのDV相談	配偶者等からのDV相談・支援	芦屋市DV相談室において、配偶者等からのDV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行った。	11,260	11,430	B	DV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行うことが出来た。	配偶者等からのDV相談・支援	男女共同参画推進課
		14	緊急一時保護等の援護措置	保護した者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を進める。	婦人保護施設から救護施設に移り入所していた被保護者について1件自立につなげた。	1,714	3,900	B	H30年度中は新規でDV被害により施設入所に至ったものはなく、対象件数も0件となっているが、今後必要な場合には措置を行う。	配偶者等からのDV被害者が安心して生活できる場所の確保と自立を目指した支援を行う。	生活援護課 子育て推進課
		15	DV被害者支援ネットワーク会議の開催	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携会議を開催。ネットワーク専門部会については平成30年度より2回程度開催。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携は随時行ったが、DV被害者支援ネットワーク専門部会は開催しなかった。	0	0	C	DV被害者支援ネットワーク専門部会は開催しなかったが、芦屋警察署生活安全課や庁内外の関係機関と連携を図ることができた。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携を深める。ネットワーク専門部会については必要に応じて開催を検討する。	男女共同参画推進課
		16	刊行物による啓発	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	デートDVに関するチラシを作成し、男女共同参画センターでの配架、芦屋市男女共同参画推進条例概要版パンフレットやホームページにはデートDV啓発漫画を掲載。	213	30	B	講座や事業実施時にチラシや条例概要版パンフレットの配布を行うことで、デートDVの啓発につながった。また条例啓発パンフレットについては英語版を発行したことで、外国人への周知・啓発も行うことができた。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課
6市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。		17	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	市附属機関等における女性委員の割合がH30.4.1は35.1%となった。	0	0	C	平成29年度(36.9%)より女性委員の割合は減少となってしまった。計画策定時の目標値を40%としているため、今後も増加に向けて取り組む必要がある。	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	男女共同参画推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-2 子どもの人権	①子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。	18	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所5歳児、幼稚園年長組・小学校6年生・中学校3年生などに配布	0	6	B	子どもの人権について周知・啓発を行った。中学校の授業では教材として活用される等、啓発が進んだ。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	子育て推進課(こども係)
		19	いじめ・児童虐待防止啓発事業	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	【いじめ防止】 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施(5月、10月) ・いじめ防止啓発事業“親子で考えよう！いじめ防止の「あいいうえお作文」”の募集(対象：市内在住・在学の小中学生)(7月～9月) ・いじめ防止啓発事業の受賞者表彰式、街頭キャンペーンの実施(表彰式：市役所、街頭キャンペーン：JR戸塚駅周辺)(11月) ・いじめ防止講演会・展示会の実施(講演会、展示会：市役所)(11月～12月) ・いじめ防止展示会の実施(展示会：阪神芦屋駅地下通路)(1月) 【児童虐待防止】 11月の「児童虐待防止推進月間」に「DV防止対策」、「いじめ防止対策」との合同キャンペーンを実施 キャンペーングッズやチラシの配布等行うことで虐待防止への関心を高める取り組みを行った。	【いじめ防止】249 【児童虐待防止】84	【いじめ防止】361 【児童虐待防止】81	B	【いじめ防止】 いじめ防止啓発事業として“親子で考えよう！いじめ防止の「あいいうえお作文」”を募集した。受賞者の表彰式、講演会も開催し、市民全体に対して広くいじめ防止の啓発を行った。 今後も引き続き、関係機関との連携方法の検討を行うとともに、学校現場におけるいじめの実態について、協議会委員や市民に対して情報提供を行う機会を持つ。なお、募集件数が平成29年度の349件より148件と大幅に減少しているため、啓発事業の募集時期・内容について検討する必要がある。 【児童虐待防止】 「DV防止対策」「いじめ防止対策」との共司の取り組みで効果的な啓発ができ、大勢の方の参加を得ることができた。	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	子育て推進課(政策係) (子育て支援センター)
	2 いじめの防止・早期発見については、「戸塚市いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。	20	子育て(来所・電話)相談	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	相談件数 ・子育てセンター3,103件 ・夜間・休日電話(児童養護施設三光塾に委託) 延べ66件	502	562	B	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	子育て推進課 子育て支援センター
		21	家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：280件 うち児童虐待に関するもの 105件	15,896	14,527	B	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図った。	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子育て推進課 子育て支援センター
		22	いじめ問題対策審議会の運営	戸塚市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。	年2回実施 平成30年8月20日(月) 平成31年2月14日(木) 2学期開始まで・始業式の日での取り組みについて助言を受け、各学校に徹底した。重大事態が発生したときの組織編成等について助言を受けた。	198	278	B	・「重大事態が起こった場合の対応」や「学校におけるいじめに対する組織対応」について、具体的事例をもとに協議を行い、各学校に対して、指導・提言を行うことができた。	戸塚市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
		23	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談136件 直接相談213件) ・不登校担当者会を年2回行うことで、各相談機関との情報交換を行った。 ・相談機関の一覧ポスターを各校に掲示することで、周知に努めた。	3,218	3,247	B	・相談対象の高校生の割合が、全体の17.4%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課
		24	青少年愛護センター相談事業	・青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	相談件数17件	0	0	B	青少年愛護センター職員(教育職)が対応しているため、学校との連携は取りやすい。	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	青少年愛護センター
		25	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	要保護児童対策地域協議会での連携(子育て推進課主催) 代表者会議1回、実務者会議5回、個別ケース検討会議280回、児童虐待防止研修会を1回開催し、配偶者暴力相談支援センターや県機関等との連携した。	0	0	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	子育て推進課子育て支援センター
	3地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。	26	あい・あいるーむの実施	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。 周知のため、保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内し、利用者の増加を図る。	公共施設5か所(打出教育文化センター、打出集会所、上宮川文化センター、三栄集会所、朝日ヶ丘集会所)で実施した。 開催回数:59回(H29:56回) 利用者数:901名(H29:575名)	116	123	A	地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりを行った。子育て親子が地域と交流できるよう、今後、事業のさらなる周知が必要。	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。 保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内することで、利用者の増加を図る。	子育て推進課子育て支援センター
		27	自主活動グループの育成・支援	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	自主活動グループ:11グループ 実施回数218回 延3,818人 グループ交流会:3回	86	140	B	グループ交流会を実施することでグループの情報交換ができた。また、各グループへ講師料の提供を通して、活動活性化のための支援を実施した。	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	子育て推進課子育て支援センター
	4防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。	28	地域主体の見守り活動	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	育成愛護委員数214人。巡視回数524回。 延べ参加人数4,234人。各班集会(8班)月1回。市内合同ハトロールを6月29日に実施して52人が参加した。9月28日には三市合同ハトロールを芦屋市で実施、40人が参加した。	3,440	3,440	B	青少年育成愛護委員による日常的な街頭巡視活動(子どもの見守りや声かけ・通学路の点検・街路・公園等の点検等)を行っている。市の青少年の落ち着いた状況を維持し、健全育成に貢献している。又、育成愛護委員の認知を高める為、広報あしやに活動内容を行い、広報あしやに活動を掲載しJ-comの番組トライアングルでも紹介してもらった。	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	青少年愛護センター
		29	安全教育推進事業	・家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活が送れるよう、安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進することを継続する。 ・幼稚園のや園前の交通安全教室の実施や小学校入学時の歩行訓練等に継続して取り組む。防犯については保護者啓発も図りながら、計画実施する。 ・山手中学校区の山手小学校、朝日ヶ丘小学校、若園小学校で通学路点検を実施する。	・「子どもを守る110番プレート」のリニューアルにあたり、市立小中学校の児童にデザイン募集と投票を行い、新しいキャラクターによる新プレートを作成した。 ・ALSOK防犯教室を実施し、小学校2年生に登下校安全教室、3年生に留守番教室を行った。 ・幼小中で歩行訓練等の交通安全教室を実施し、日常における安全意識向上に努めた。 ・山手小学校、朝日ヶ丘小学校、若園小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の具体的改善に取り組んだ。	1,074	734	B	・プレートのデザインを募集したことで、子どもたちがプレートを再認識することができた。また、安全に対する関心を高めることにもつながった。 ・ALSOK防犯教室では、体験型の講習を受けたことで、子どもが自分の身を守る意識を高めることができた。 ・交通安全教室を継続したことで、子どもの安全意識を高めることができた。 ・子ども目線にたって通学路点検を行うことで危険箇所の発見につながり、子どもの動線を再度見直すことができた。	・新しいプレートのデザインを広報やホームページ、配布手紙、ポスター等で広く周知する。 ・防犯教室の継続実施に取り組み、内容の充実を図る。 ・幼小中の交通安全教室の継続実施に取り組む。また、警察と連携して保護者への安全安心啓発推進に取り組む。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図ります。権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。	30	権利擁護推進事業	・市民後見人について、行政内や関係機関への周知。 ・市民後見人活動マニュアルを用いた研修の実施。 ・養護者による虐待対応マニュアルを用いた行政、関係機関への改訂内容の啓発 ・ワークショップ 4地区にて実施。(山手・精道・打出浜・浜風)	・芦屋市権利擁護支援センター運営委員会2回開催(6月・3月) ・芦屋市権利擁護支援システム推進委員会3回開催(7月・3月) ・小地域での権利擁護啓発セミナーの実施(ワークショップ)4地区開催(山手・浜風・打出浜・精道) ・フォローアップ研修にて市民後見人活動マニュアルを用い、研修を実施。 ・ケアマネジャー向けに虐待に関する啓発研修を実施。	23,686	23,963	B	・小地域(地区福祉委員会:民生委員や福祉推進委員が出席)でのワークショップにて昨年度に引き続き「権利擁護」をテーマに作成した紙芝居を用い、地域における権利擁護支援について周知・啓発を行った。 ・権利擁護支援者養成研修の受講修了生へ市民後見人活動マニュアルを用いた研修を行ったことで、後見人の役割について詳細に知る機会となった。また、市民後見人の養成にも寄与している。 ・虐待対応にあたる職員への虐待対応に関する研修や市民へ広く虐待防止について周知できるようリーフレット等が必要である。	・虐待対応にあたる職員に向けた研修を実施し、対応の質の向上を目指す。 ・虐待防止に係る市民への啓発媒体を作成・配布し、市民の虐待に対する理解・関心向上及び市民からの相談の増加を目指す。 ・小地域(地区福祉委員会)で「障がいのある人への理解」の啓発ワークショップを実施する。(3地区)	地域福祉課
	②医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化を進めます。	31	医療機関等との連携	・在宅医療・介護連携支援センターの役割や具体的活用事例の周知啓発により、年間相談件数を増やす。	・平成30年度相談件数:116件 ・「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施している。 ・各診療科の専門医により在宅医療等に関する質疑応答を実施している「在宅医療推進協議会交流会」や「緩和医療連絡協議会」に医師・ケアマネジャー等多職種が参加し、研修・交流の機会となっている。	8,208	8,502	B	・相談件数は前年度(142件)に比べ減少しているが、交流会や研修会等の開催により、市内の多職種の知識向上や連携促進につながっている。 ・今後も「在宅医療・介護連携支援センター」の周知に加え、交流会等の継続により、医療機関との連携強化を図る必要がある。	・「在宅医療・介護連携支援センター」の役割や活用事例等を専門職向けに周知し、年間相談件数を増やす。 ・「在宅医療推進協議会交流会」等を継続実施し、医療機関と市内の多職種との連携を強化する。	地域福祉課
		32	高齢者生活支援センターの機能強化	自立支援型地域ケア会議を活用し、リハビリ職等と連携して多職種が参加し、専門職の意見を取り入れる体制を構築する。	自立支援型地域ケア会議を2、3月に各2ケースについてリハビリ職及び西山手地域包括支援センター、東山手地域包括支援センター、精道地域包括支援センター及び瀬見地域包括支援センターと連携して実施し、各専門職から意見を取り入れる体制の構築ができた。	42	900	B	リハビリ職から意見を聞く機会を設けることで、自身の専門分野以外の知見を取り入れ支援方法に広がりを持たせることができた。 1、2度の実施では知識の定着が困難であるため、継続的に実施する必要がある。また、議題ケースを分析し、潜在ニーズの顕在化が必要である。	議題ケースの報告時から、状況を分析できるように、国際生活機能分類で様々な要因を統合して、考えるツールを活用し、対象者の生活全般について、総合的な支援を検討しつつ、分析した内容から潜在ニーズの顕在化ができる仕組みの検討。	高齢介護課
		33	認知症初期集中支援事業	・高齢者の支援を行う高齢者生活支援センターやケアマネジャーに対してチームの役割の周知を行い、対応件数を増やす。 ・認知症地域支援推進員等と対応事例について共有し、より効果的な支援体制について検討する。	・平成30年度対応実績:4件 ・高齢者生活支援センターと認知症初期集中支援チームの活用状況の共有と対象者像について協議を行った。 ・認知症地域支援推進員が分析した高齢者生活支援センターにおける認知症に関する相談の傾向を共有した。	4,320	5,450	B	・チームによる集中的な支援により、対象者に必要な受診や介護サービスの利用により課題解決につながっている。 ・チームの効果的な活用に向け、普及啓発に加え、これまでの活動等を踏まえ、対象者像を明確にするなどの取組が必要である。	・平成30年度の協議結果や、高齢者生活支援センターにおける相談内容等を整理し、対象者像を明確にし、対応件数を増やす。 ・認知症地域支援推進員と対応事例等について共有し、より効果的な支援体制について検討する。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
	3自治会、自主防災会、民生児童委員などとも連携して高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。	34	災害時の要援護者支援の取組	・緊急・災害時要援護者台帳の取扱について、民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施 ・支援者の意見を聴取し、緊急・災害時要援護者台帳システムの更なる活用を図る。 ・緊急・災害時要援護者台帳の普及啓発を行い、登録者数を増加させる。	・緊急・災害時要援護者台帳の取扱について、福祉を高める運動研究会において説明を実施した。 ・広報で緊急・災害時要援護者台帳の周知を行い、新規登録につながった。 ・民生児童委員に対して、更新した緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施 ・民生児童委員や自治会等に対し、「緊急時」の要配慮者名簿の活用に関するアンケート調査を防災安全課が実施し、要配慮者名簿の今後のあり方を各課で検討 ・自助の観点からも民生児童委員にあしや防災ネットの登録を促した。 ・「福祉を高める運動研究会」で緊急・災害時要援護者台帳について、説明の上、民生員等を通じ台帳更新を行った。 ・一定以上の障がいのある方へ、手帳発行時に案内を行った。	540	550	B	・緊急・災害時要援護者台帳システムを導入したことによって台帳登録者とハザードマップとの紐づけが可能となり、災害リスクのある状況となった際に危険な区域の登録者を的確に把握することが可能となった。 ・アンケート調査で要配慮者名簿を持っているだけでは、実際の支援につながりにくいと実証されたこともあり、新たな「災害時ケアプラン」の取組の必要性を関係各課で認識できた。 ・民生児童委員が要配慮者名簿を受領していることで、いざという時に「支援しなければならない」という精神的負担を抱えている実情がある。 ・緊急・災害時要援護者台帳のうち緊急時に見守りを希望されている方に際し、大雨災害や大阪北部地震の際に十分な活用が出来ていないことが、支援する側にアンケートしたところわかった。 ・日頃から地域と繋がり、自助の一環として防災リテラシーの向上を促進する取り組みが重要。	・緊急・災害時要援護者台帳の取扱について、福祉を高める運動研究会において説明を実施する。 ・広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。 ・引き続き、更新した緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施する。 ・今後も災害時に助け合える地域づくりを進めていくため、福祉部局と防災安全課とで連携し、要配慮者名簿のあり方について検討していく。 ・県の補助事業である、「災害時ケアプラン」の取組みについて、福祉と防災部門で連携して研究する。	地域福祉課 高齢介護課 障害福祉課
		35	地域見守りネット事業	事業者に直接呼びかけ、新規の参加事業者を増やす。	事業者と高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人等も見守る協定を締結した。 (H30:登録事業者数 138件、前年度から12件増加)	0	0	B	事業者が気になる高齢者を発見し、社会福祉協議会や高齢者生活支援センターへ連絡している件数が少数である。	社会福祉協議会や高齢者生活支援センターへの連絡件数が増加するよう啓発を行う。	高齢介護課
		36	地域発信型ネットワーク会議の開催	平成29年度作成した「地域白書」を活用しながら「課題抽出・課題解決」のボトムアップ型の会議から地域の活動の活性化を推進する。	・平成30年度地域発信型ネットワークに関連する会議への延べ出席者数:435名 ・地域における具体的な活動の推進に向け、小地域福祉ブロック会議開催前に関係機関や地域住民等と協議の機会を設定した。 ・地域ケアシステム検討委員会4回、地域福祉推進協議会2回開催し、地域発信型ネットワークの効果的な運用等について検討した。	2,242	2,367	B	・小地域福祉ブロック会議開催前に協議を行ったことにより、地域の課題がより明確化され、小地域福祉ブロック会議において、「地域セミナー」や「社会資源マップの改訂」、「要配慮者名簿の活用」等取組を活性化することができた。 ・専門職の把握している課題を整理・分析し、地域住民等との協働等による課題解決に向けた取組を検討する必要がある。	・小地域福祉ブロック会議において、引き続き地域課題の解決に向けた取組を継続する。 ・地域ケアシステム検討委員会等において、専門職の把握している課題を整理・分析する。	地域福祉課
	4支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。	37	認知症施策	①認知症の当事者を中心とする地域の醸成 ②認知症サポーター養成講座の質・量の充実 ③認知症相談センターとしての機能強化 ④若年性認知症の方のニーズ把握と資源の整備の4つが課題であると認識したため、課題解決として現状を把握する。 認知症ケアネット作成の際に、より住民が手にとりやすいものにすること及び普及啓発の実施	①各センターが担当している認知症の人と面談を重ねた。 ②認知症サポーター養成講座を担当している社会福祉協議会と打合せをし、現状の確認を行った。 ③現状の把握のために、各センターへの相談について、相談先や相談方法、受診の有無についてを分析した。 ④3と同様に相談方法等について現状の把握をした。 市や各センター及び病院に設置することで、住民が手に取りやすいものにしている。また、イベントや認知症に関する出前講座等に参加し、普及に努めた。	6,120	6,120	B	①当事者を中心とした地域を醸成するために、認知症当事者の人と面談を重ね、居場所等の構築を試みたが、協力していただける人がおらず、活動方法について再構築する必要がある。 ②認知症サポーター養成講座受講後の人に対して、以降の活動内容やステップアップできるものがないため、活動できる仕組みの検討が必要。 ③相談先や相談方法について、本市の傾向が分かった。 ④若年性認知症の人からの相談が、1件しもなく、情報をキャッチできていないことが分かった。 認知症ケアネットを作成することで、住民への啓発の際に、体系的に情報を伝えることができるようになった。	①「認知症の当事者を中心とする地域の醸成」のために、内容を問わず当事者が実施したいと主体的に考えている人を抽出し、必要な行事や活動について検討する。 ②「認知症サポーター養成講座の質・量の充実」のために、社会福祉協議会と連携して、プログラムを検討する。 ③「認知症相談センターとしての機能強化」として、認知症アセスメントツールの活用方法や認知症機能訓練システムを学び、センター職員向けに研修ができるような、プログラムの構築をする。 ④「若年性認知症の方のニーズ把握と資源の整備」として、働き世代をターゲットにした、イベントを実施し、認知症の理解を広げる活動を実施する。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
		38	認知症サポーター養成事業	年間受講者1,000人は目標とし、キッズスクエアでの開催を始め、小・中学生等の受講者増加を目指す。	- 平成30年度受講者数：783名 - キッズスクエアや小学校における福祉学習において認知症サポーター養成講座を実施し、小学生の受講者増加に取り組んだ。 - 新たに企業との協働により、イベント（芦屋まなび場！フェスティバルin芦屋大学）においても講座を実施した。	1,500	1,500	B	- 認知症に関する正しい知識を持つ人が増えることにより、認知症の人の見守りやサポートが行える人が増え、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりにつながっている。 - 今後は、より一層認知症に関する正しい知識の普及に向け、様々な世代の方に認知症サポーター養成講座を受講してもらえるよう工夫が必要である。	年間受講者1,350人は目標とし、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加を目指す。	地域福祉課
5元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。		39	生きがい・社会参加促進事業	- 高齢者のバス利用者へ民間の社会資源を周知し、市民の選択肢を広げる。 - 継続して高齢者が参加できる行事を開催する。	- 高齢者バス運賃割引証の更新通知を送付すると同時に民間の社会資源を周知を行った。 - 継続して高齢者が参加できる行事を開催した。 高齢者のつとめ：天候不良により中止 スポーツ大会：約900人	159,419	221,889	B	高齢者のバス利用者へ民間の社会資源を周知したことによって、より利用者にあったサービスにつなげることができた。	- 要援護高齢者外出支援事業を拡充し、外出に支援を要する高齢者の社会参加を促進する。 - 継続して高齢者が参加できる行事を開催する。	高齢介護課
		40	シルバー人材センター支援	- 継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 - シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	- 継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 - シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行った。 9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。 会員数：1,121人（前年度から12人増加） 受注金額：4億5,965万円（前年度から959万円減少）	20,000	20,000	B	会員が増加するとともに、会員同士の交流が活発になった。	- 継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 - シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
6 交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。		41	交通安全施設のバリアフリー化	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：13箇所 施工延長：163m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：40 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：6箇所 施工延長：108m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：25 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	24,716	39,272	B	・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。H30年度は防護柵整備に付随する工事費が多額であったことから当初予定よりも箇所数・施工延長が減少することとなった。課題として近年の人件費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇し、当初予定件数を達成できなくなる可能性がある。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：14箇所 施工延長：305m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	道路課
		42	公園施設のバリアフリー化	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	前田公園園路のバリアフリー化	27,071	21,735	B	国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修が計画とおりに実施できない場合があり、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課
		43	公共建築物のバリアフリー化	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置、浜風小学校においてスロープの設置	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置・改良を実施した。（多目的トイレのバリアフリー化率83.3%）	960,294	160,758	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	西蔵集会所における多目的トイレの改良等（84.5%）および各所段差解消、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置計画	建築課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-4 障がいのある人の人権	①啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。	44	障がい理解のための啓発	効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。	・社会福祉協議会を通じて、市内の小学校の福祉学習時に障がい理解のための啓発のために「冊子」を活用いただいた。 ・「福祉フェア」では視覚・聴覚・触覚などに物理上の制限を設けて態度調整を困難にし、実際に発達障がいを抱えている方がどのように感じているのか体験していただいた。	0	0	B	・福祉教育では効果測定のための手段はないものの継続して取り組むことが重要であると認識している。 ・発達障がいの体験後アンケートを実施し、多くの方に体験型の啓発について好評価をいただいた。	・効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。 ・「福祉フェア」では視覚障がいのある方の体験イベントを実施企画したい。	障害福祉課
	2 ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念の一層の普及を図るとともにバリアフリー化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。	45	交通安全施設のバリアフリー化(再掲)	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：13箇所 施工延長：163m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：40 ・交通安全対策として、啓発看板(巻きシート、路面シール等)を設置。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：6箇所 施工延長：108m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：25 ・交通安全対策として、啓発看板(巻きシート、路面シール等)を設置。	24,716	39,272	B	・旧規格や老朽化した交通安全施設(転落防止柵、ガードレール等)の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。H30年度は防護柵整備に付随する工事費が多額であったことから当初予定よりも箇所数・施工延長が減少することとなった。課題として近年の人件費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇し、当初予定件数を達成できなくなる可能性がある。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：14箇所 施工延長：305m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板(巻きシート、路面シール等)を設置。	道路課
		46	公園施設のバリアフリー化(再掲)	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	前田公園園路のバリアフリー化	27,071	21,735	B	国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修が計画どおりに実施できない場合があり、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課
		47	公共建築物のバリアフリー化(再掲)	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置、浜風小学校においてスロープの設置	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置・改良を実施した。(多目的トイレのバリアフリー化率83.3%)	960,294	160,758	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	西蔵集会所における多目的トイレの改良等(84.5%)および各所段差解消、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置計画	建築課
		48	意思疎通支援事業	フォローアップ研修は4回/年、手話に関するリーフレットは今年度中に作成予定。職員向け研修については内容の充実に向けて検討する。	・手話奉仕員研修には13人が参加した。また、手話奉仕員養成講座を受講し、芦屋市の手話奉仕員に登録された方を対象に、フォローアップ研修を5回行った。 ・職員を対象とした手話研修については、新入職員向けに1回、全庁向けに1回行った。 ・読み書き支援研修には22人の参加があった。	710	855	B	・職員向けの手話講習については、さらに参加人数を増やしていきたい。 ・読み書き支援研修は座学が中心であったため、参加者にとっては実際に支援する際のイメージをつかみにくかった。また1日を通しての研修であったため、参加者が集まりにくかった。	・令和元年度より、スマートフォン等を用いて、音声によらない緊急通報が可能なNet119システムを導入予定。市内に在住・在勤・在学の聴覚・言語障がい者を対象とし、さらなる緊急通報の円滑化を目指す。 ・読み書き支援研修は、年に2回行う。また講師として視覚に障害のある方をお招きし、参加者が日常的な支援方法を学べるようにしたい。 ・手話の職員向け研修は、1回の研修時間を短縮し、年に複数回行う形にする。また復習や欠席者への対応として、研修を動画で配信することを検討したい。	障害福祉課 消防本部

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
	③雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。	49	障がいのある人の就労支援	①複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し 相談員の資質向上を図る。 ②医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 ③芦屋市役所チャレンジド雇用への定着支援、期間満了後の就労へ向けての支援の実施	・阪神南障害者就業・生活支援センターと連携し、就労生活支援を実施。相談内容は複雑化しているため相談支援機関との連携が不可欠となっており、特に家族を含んだ支援を必要とするケースも多く出てきている。 ・複雑なケースに対応出来るよう、研修等に年間10回程度参加した。 ・多様なネットワーク支援については、特に教育分野との連携は密に取った。 ・平成30年度のチャレンジド雇用の方について、チャレンジド雇用期間満了後の支援については、主に相談支援事業所を中心に支援を実施している。	0	0	B	・引き続き相談員の資質向上のため、研修等に参加し知識を深める必要がある。 ・限られた時間の中で対応することになるため、相談員1人だけで抱え込まず、関係機関とも連携し役割分担をしていく必要がある。 ・芦屋市役所チャレンジド雇用については、障害福祉課以外での実施についても検討する必要がある。	・複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し相談員の資質向上を図る。 ・医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 ・芦屋市役所チャレンジド雇用について、障害福祉課以外で実施する。	障害福祉課
	4.障がい児の療育支援体制の整備を推進します。	50	療育支援の実施	他の関係機関との連携によるフォロー体制の整備に際して、問題点の整理に取り組む。	健康課・子育て推進課・学校教育課と連携し、福祉と教育の連携及び療育事業の体系的な構築について協議を重ねた。	0	0	B	・関係課各自が抱える課題の共有と方向性について把握できた。 ・課題解決に当たり、どのような体制が望ましいかについて引き続き協議が必要。	・関係課間で、引き続き組織の改編や職員の最適配属などを研究し、利用者にとって、よりわかりやすい窓口の構築を目指す。	障害福祉課
		51	特別支援教育の推進	・各学校において、市内統一した個別の指導計画を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、より丁寧な個別指導の充実を図る。 ・特別支援コーディネーターを核として、各学校の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・特別支援教育支援員、介助員を小中学校に配置し、個別の支援の充実を図る。	・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導、教育相談等を行った。(相談等件数270件) ・市内統一した書式の個別の指導計画を作成、活用し、支援の充実に努めた。 ・特別支援教育コーディネーターだけではなく、特別支援学級担任を対象とした研修を行い、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。(コーディネーター会年2回、特別支援学級担当者年6回) ・特別支援教育支援員、介助員を学校園に配置し、特別な支援を要する幼児児童生徒を支援した。(H31.3月時点配置人数 幼稚園支援員9人、小中学校支援員11人、小中学校介助員14人)	58,375	72,007	B	・研修会を通じて、特別支援教育の専門性を高めることができた。 ・特別支援教育支援員、介助員を各校に計画的に配置し、幼児児童生徒の支援を行うことができた。 ・特別支援学級在籍児童生徒や、通級指導、支援員による支援を希望する児童生徒が増加する中で、各学校園や保護者からの教育相談に應えるべく、さらなる連携強化と、特別支援教育センターの支援体制を充実させる必要がある。	・個別の指導計画等を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、年間を通じて計画的に障がいのある幼児児童生徒の指導を行う。 ・特別支援教育コーディネーターを核として、各学校の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・特別支援教育支援員、介助員、看護員を幼小中学校に配置し、医療的ケアを含め個別の支援の充実を図る。 ・福祉部局と連携し、放課後等サービスや児童発達支援事業所等に通う幼児児童生徒についての情報の共有を図る。	学校教育課
	5.相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。	52	障がい者相談支援事業	平成30年10月頃に建物完成し、11月に運営開始予定。 社会福祉法人「山の子会」と業務の詳細について協議。	・平成30年12月1日に芦屋市高浜町にて地域生活支援拠点が開設された。 ・地域生活支援拠点開設前後、定期的に社会福祉法人山の子会と運営等について協議を重ねた。 ・地域生活支援拠点における24時間相談支援体制の構築について協議を重ねた。	0	0	B	・地域生活支援拠点における24時間相談支援体制の構築ができなかったため、引き続き実施に向けて協議が必要である。 ・相談窓口の周知・啓発についても、様々な媒体を通して周知していく必要がある。	・地域生活支援拠点における24時間相談支援事業の実施。 ・様々な機会を捉えて相談窓口の周知・啓発を行っていく。	障害福祉課
	6.障がいを理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。	53	芦屋市障害者差別解消支援地域協議会の設置	各関係機関において、個々の職員の意識を図るための、チェックシートについて、具体的な取り組み方法について検討する。 各関係機関との情報共有等、連携強化していきたい。	障がい者差別解消支援地域協議会にて作業部会を発足し、令和元年度関連条例を制定する事となる。チェックリストについては、仕様を吟味したもののそれぞれ活用場面や対象が異なるため、引き続き研究を行った。	0	0	B	・条例は理念条例であるが、多くのステークホルダーがいるため、丁寧なヒアリングするなど十分な理解を求めながら、意見を反映できるように作りこむことが重要。 ・庁内をはじめ地域への啓発も同時に実施していくことが必要。	年度内の上程・可決のため、先進事例研究、関係団体等のヒアリング等の手続を丁寧に実施する。	障害福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-5 同和問題	①人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組みます。	54	広報紙等による啓発	広報紙等による啓発を行う。 平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	・広報あしや7月15日号に掲載し周知を行った。 ・部落差別解消推進法リーフレットを「日々の生活と人権を考える集い2018」及び市内公共施設で配布・配架し、啓発を行った。 ・人権講演会・夏期研修会（人権協との共催で8月6日に開催）の案内チラシの裏面に部落差別解消推進法の全文を掲載し、啓発を行った。 ・ひょうご人権ジャーナル「きすな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。	0	0	B	継続して広報紙等で啓発・周知を行う必要がある。	広報紙等による啓発を行う。 平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	人権推進課
		55	講演会・映画会・展示会等の開催	上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。	・児童センター講演会「子どもの運動能力をアップするには？～幼児期にしかできない大切なこと～」参加者：32名 ・児童センター映画会「かっぱせ！ドリーマーズ」参加者：35名 ・「ユニコ」参加者：79名 ・児童センター人形劇「ねこじゃらし」参加者：128名 ・人権啓発映画上映会ヒューマンライツシアター（全6回）参加者：565名 ・シネポケットひゅーまん（全22回）参加者：188名 ・ワンコインシアター（全8回）参加者：311名	593	567	B	市内外から多くの参加者を得ることができた。	上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。	上宮川文化センター
	②差別発言・落書き、戸籍謄本等の不正取得などに対する市民の正しい認識を広げます。	56	差別発言・落書きなどに対する意識啓発	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	ひょうご人権ジャーナル「きすな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。（再掲）	0	0	B	インターネットの活用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	人権推進課
		57	戸籍謄本等の不正請求、不正取得に対する意識啓発	引続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。	0	0	B	本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引続き請求者への周知に努める。	引続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	市民課
	③住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	58	「本人通知制度」の周知	引続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	啓発グッズとしてポケットティッシュを作成し、ちらしとともに人権啓発行事等の機会に配布して周知を図った。	22	24	B	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引続き周知に努める。	引続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	市民課
		59	「本人通知制度」の適正な運用	引続き適正な運用に行い、登録者数の増加を目指す。 平成32年度までの目標1,000人	平成30年度末登録者数923人（前年度から75人増加した）	0	0	A	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。 令和2年度までの目標1,000人	市民課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	60	多様性を尊重する人権意識の啓発	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	・ひょうご人権ジャーナルきすな7月号「多文化共生 多文化がつくる新しい未来」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。 ・第63回ふれ愛シネサロン 映画題名「ハティントン」 実施日：平成31年2月9日(土) 2回上映 会場：上宮川文化センター 3階ホール 参加者：290人	263	0	B	継続して外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う必要がある。 ふれ愛シネサロン（啓発映画会）では子どもから大人まで多くの方が参加し、幅広い世代への啓発につながった。	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	人権推進課
	②外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援します。	61	英語版広報紙等の発行	英語版のニュースレターだけでなく、「広報あしや」についてもテキスト版をホームページで公開し自動翻訳などの多言語対応を進める。	ニュースレターに加え、「広報あしや」についてもテキスト版をホームページで公開した。	0	0	B	外国人住民に役立つタイムリーな情報をできるだけ多くの外国人住民に届ける。 自動翻訳では日本語以外の言語で単語検索ができない。（ページを開く都度自動で翻訳しており、恒常的に翻訳したページが存在するわけではないため、多言語での検索はできない）	引き続きニュースレターを英語と優しい日本語の併記で発行する。 英語とやさしい日本語併記のホームページを充実させる。	広報国際交流課
		62	モンテペロ市との姉妹都市交流	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	・姉妹都市学生親善使節交換事業：モンテペロ市へ2名派遣、モンテペロ市から2名受け入れし、歓送迎会、小中学校訪問などを行った。（参加者数：のべ634人）	0	0	B	姉妹都市交流については、幅広い世代の市民への周知が必要。	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	広報国際交流課
		63	外国人への日本語学習支援教室の実施	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,470人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、280人（講師含む）	指定管理事業（参加者数） 日本語教室（大人対象）週4日5クラス、延1,512人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日1クラス、延317人（講師含む） 日本語ボランティア講師ブラッシュアップ研修35人（講師含む）	0	0	B	引き続き、指定管理者と協力しながら、日本語教室を広報する必要がある。	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、2,150人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、280人（講師含む）	広報国際交流課
		64		民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、平成31年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	日本語学級を46回実施、延べ284人が受講。	30	30	B	事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。	民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、平成31年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	公民館
		65	国際理解教育の推進事業	・小学校外国語活動早期化・教科化の全面実施に向けて、検討委員会を設置し、協議する。 ・日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒（特に初期の日本語指導が必要な児童生徒）への効果的な支援方法を探る。	・小学校外国語活動推進事業 全小学校3～6年生を対象に地域人材と担任の協働による外国語活動を推進した。 ・ALT配置事業 全中学校と、全小学校の1～2年生、5～6年生を対象にALTのチームティーチングによる授業を実施した。 ・日本語指導が必要な児童生徒を対象に初期日本語指導教室を開室した。	31,085	33,568	B	・小学校外国語活動の教科化に向けて、引き続き評価についての検討が必要である。 ・初期の日本語指導が必要な児童生徒を対象に、初期日本語指導教室を潮見小学校内で運営した。指導方法の検討と通級できない児童生徒への支援が課題である。	・小学校外国語活動早期化・教科化の全面実施に向けて、授業時間の確保と評価について協議する。 ・初期日本語指導教室の運営について協議し、効果的な支援方法を探る。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3 各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。		66	各種案内の多言語表記	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	分庁舎建設に伴い庁舎案内を多言語表記とした。	811,637	0	B	人権推進課・男女共同参画課・男女共同参画センター・社会福祉協議会等の複合施設であり、様々な方が利用する施設であるため、各種案内を多言語表記にすることで、様々な方に利用していただきやすくなった。	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	用地管財課 建築課
		67		・相談窓口案内の英語版を作成(50部) ・「芦屋市外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」に基づき、多言語での情報発信に取り組む。	・相談窓口案内(坂梓)の英語版を作成(100部)	0	0	B	多言語での効果的・効率的な情報提供	・相談窓口案内(坂梓)の英語版を作成(100部)	広報国際交流課 お困りです課
		68		・案内サイン設置 JR芦屋駅北側 2箇所 ・誘導サイン設置 大正橋付近 2箇所	・案内サイン設置 JR芦屋駅北側 2箇所 ・誘導サイン設置 大正橋付近 1箇所	6,551	6,947	B	・公共サインの規格について、一定の基準を設けることで良好な都市景観の創出につなげることが出来る。 ・文字の大きさ等に規格があるため、視認性の確保に関して課題が残る。	JR芦屋駅及び阪神芦屋駅周辺のモデル路線に歩行者系規制サイン(プレート62基)を設置予定。	道路課
		69	窓口対応の充実	新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施した。	0	0	B	引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。 通話による翻訳サービス(外国人県民インフォメーションセンター)などの庁内周知が行えていない。	職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。 通話による翻訳サービス(外国人県民インフォメーションセンター)などの庁内周知を行う。	広報国際交流課
		70	やさしい日本語表記	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。(再掲)	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施した。(再掲)	0	0	B	引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。(再掲)	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。(再掲)	広報国際交流課
		71	三者間通話システムの導入	市のホームページや広報紙等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	平成28年度から三者間通話システムを導入(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の5言語対応) 通訳依頼：0件	299	193	—	通訳依頼件数が0件のため、実績なし。引き続き、広報活動を通して外国人への周知に努めていく。	市のホームページや広報紙等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	消防本部
		72	災害時の在住外国人への支援	災害時の外国人支援のための講座の開催	出前講座等で外国人用災害パンダナの周知啓発を図った。 西宮市と共催で外国人のための防災教室を行った。(指定管理者) ニュースレターを通じて災害時の備えに係る啓発や、防災ガイドブック・ひょうごEネット(多言語対応)の広報を行った。	0	0	B	引き続き、災害時の外国人支援については、防災訓練や講座等を通じて市民への啓発を進めていく必要がある。	災害時の外国人支援のための講座の開催	広報国際交流課 防災安全課
4 在住外国人の市民参画を推進します。		73	在住外国人の地域活動への参加	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通じて地域活動への参加を促す。	市内施設の広報やイベント情報などを英語・中国語・韓国語に掲載した。	400	2,018	B	在住外国人の地域活動への参加を推進するため、情報提供等を充実する必要がある。	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通じて地域活動への参加を促す。	広報国際交流課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-7 HIV 感染者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。	74	広報紙等による啓発	ホスターの掲示、ハンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	「世界エイズデー」にあわせて、保健センターや庁内にホスターを掲示した。	0	0	B	「HIV感染」に限らず、「各感染症」について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるよう、周知・啓発していく必要がある。	ホスターの掲示、ハンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	人権推進課 健康課
3-8 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の権利について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。	75	犯罪被害者等権利についての啓発	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	・実際に被害者支援を担当している弁護士を講師として招き、職員研修「弁護士による犯罪被害者支援と自治体との連携について」を開催し、犯罪被害者支援に対する理解を深めた。(11月27日) ・条例に基づく支援内容を広報紙に掲載した。(2回)	25	25	B	各課職場研修のテーマに「犯罪被害者の権利」をとりあげる課がいくつか見受けられた。今後も継続して犯罪被害者への支援の重要性について理解を深めるため啓発活動が必要である。	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	建設総務課 人権推進課
		76	犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	支援実績なし。	0	654	—	戸屋警察やひょうご被害者支援センターなどの関係機関との連携は今後も継続していく。犯罪被害者を日常生活上支援していくために市役所内での各課連携が今後の課題である。	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	建設総務課
3-9 刑を終えて出所した人などの人権	①「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。	77	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	社会を明るくする運動を通し、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、市民の集いや街頭キャンペーンでの参加者数を増やす。	社会を明るくする運動の事実として、以下のとおり実施した。 ・社会を明るくする運動 戸屋市推進委員会 昨年度の決算報告、今年度の活動予定計画案の協議 等 ・7月該当一斉行動日(街頭キャンペーン) 啓発グッズの配布、市民への呼びかけ ・社会を明るくする運動 市民の集い 参加者 450名 警察音楽隊の演奏、優良警察官感謝状贈呈式、講演「誰でも人生は奇跡の連続 ～タカラジェンヌと呼ばれた私～」等 ・小中学生への啓発 啓発物として絆創膏を配布 ・社会を明るくする運動 学習会 ・公開ケース研究会(グループ討議)	531	531	B	市民の集いや公開ケース研究などに参加される保護者(PTA協議会や愛護委員としての参加者)からは「よかった」との意見が多数あり、継続して実施していくことの必要性を感じるとともに、「犯罪防止に尽力していることが分かった」等の意見もいただき、参加者数は横ばいであるが、一定の効果があったと考える。 一方、市民の集いに参加する方に偏りがあるため、街頭キャンペーンや横断幕の設置、広報活動等、更なる周知が必要である。 また、日常生活の中で犯罪・非行防止について意識することが少ない小中学生に対して、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらうためにも、啓発の継続が必要である。	社会を明るくする運動を通し、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、市民の集いや街頭キャンペーンでの参加者数を増やす。 また、小中学生を対象として、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち寄りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文を募集する作文コンテストの周知を行い、社会を明るくする運動の趣旨に対する理解を深めてもらう。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-10 情報化に伴う人権侵害	①インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。	78	情報モラル教育の実施	・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的におこなう。 ・市スマホサミットを開催して、児童・生徒自ら利用の仕方を考える場を提供する。	・夏季研修講座において兵庫県立大学 准教授竹内和雄講師を招いて「スマホ時代の子どものために～芦屋市スマホサミットから見てきたこと～」というテーマで研修会を開催した。(参加者：16名) ・第7回芦屋スマホサミットを開催してスマートフォンのより良い利用の仕方やルールを児童・生徒自ら考えた。(参加者：42名)	80	50	B	・子どもたちのネット利用における低年齢化や依存、いじめ、自撮り等の諸問題について理解を深め、これからの情報との向き合い方について深く考えることができた。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をさらに拡充していく必要がある。	・各校で市スマホサミットで培った授業モデルを実践できるようにサポートしていく。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的におこなう。	打出教育文化センター
		79	啓発活動、研修会、講演会等の実施	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、研修会、啓発活動を実施する。	・2月8日(金) 青少年体育館にて中学校区青少年育成推進会議と芦屋市青少年育成愛護委員会の合同で～スマホより親子の会話～と題し、「リアルスマホの危険な世界」というテーマで研修会を行った。 講師：岡崎 真(兵庫県のサイバーハートロールモニターもされている方)を迎え、(参加者92人)	0	29	B	・インターネットやスマホの急速な進展に対しては、今現実に行っている事象やその対策についての研修会を実施する必要がある。	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、研修会、啓発活動を実施する。	青少年愛護センター
	2市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	80	人権の視点から適切な情報発信を行う	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	平成29年度に作成した職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	B	・法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	広報国際交流課
3-11 性的少数者の人権	①性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないよう、広く啓発活動を進めます。	81	性的少数者に対する正しい理解の啓発	性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。	・人権講演会を開催 実施日 平成31年2月3日(日) 会場：男女共同参画センター 2階大会議室 内容：「多様な性／LGBTを知っていますか？」 講師：LGBTユースの居場所「にじーず」主宰 遠藤 まめた 氏 参加者：65人 ・ポスター展の開催「LGBTって知ってる？」(淀川区作成)	118	10	B	継続して、性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やしていく必要がある。	性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。	人権推進課
	2性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。	82	申請書等の不要な性別記載欄の削除	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。	0	0	B	未対応のものについて、進捗管理を行っていく必要がある。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	人権推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
3-12 その他の人権問題	①アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。	83	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	《公財》人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	0	0	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権推進課
	②北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。	84	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	啓発週間ポスターの掲示 広報紙による啓発	0	0	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	人権推進課
	③ヘイトスピーチ、ワーキング・プア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。	85	新たな課題に対する市民の理解の促進	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	・啓発ポスターの掲示。	0	0	B	新たな人権課題に対する取組を積極的に周知し、啓発を行っていく必要がある。	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○地域・事業所・その他の場や機会の人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理											
地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
4-3 地域	1 社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。	・芦屋市人権教育推進協議会の理事会や委員会等にオブザーバーとして出席し、求めに応じてアドバイスを行った。また、定期総会、全体研修会、研究大会の準備・支援を行った。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会の開催に向けて、準備、市内教育関係者への出席案内及び当日の支援を行った。	1119	1119	B	・芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。 ・教育関係者の出席数が例年通り多く、人権教育の推進を図ることができた。	・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。	生涯学習課
		2		・芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。	人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2018」を開催 実施日：平成30年11月14日(水) 会場：ルナ・ホール 内容：野島千恵子さん講演会「人は人の中で育つ」～インクルーシブな社会をめざして～ 講師 保育士 野島 千恵子 氏 参加者 434人	502	721	B	アンケート回収率70.3% (305/434) 講演を聞いて、人権問題に対する関心や理解が深まったとする回答が94.8%であり、本講演会が人権啓発事業として効果があったものと認められる。 また、講演会の中でインクルーシブ保育の様子を映像を用いて説明したところ、非常に好評であった。	・芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。	人権推進課 生涯学習課
		3	人権週間啓発事業	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2018」にあわせて、法務局、人権擁護委員と連携し啓発を行った。人権啓発リーフレット等を配布。	0	0	B	・人権週間記念講演会の開催にあわせて啓発を行ったことで、より効果的に市民に啓発を行うことができた。	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権推進課
		4	人権教室	人権擁護委員による児童対象の人権教室を実施	1 小樫幼稚園 「紙芝居や人権キャラクターを用いて思いやりの心、命の大切さを学ぶ」参加者：130名(保護者含む) 2 宮川小学校 「携帯電話やスマートフォンの正しい利用の仕方を知る」参加者：4年生児童117名	0	0	B	それぞれの発達段階に応じた人権教育を行うことで、思いやりの心、命の大切さを学ぶことができた。また、近年増加しているインターネット等における人権侵害について、正しい利用方法や危険性について学ぶことができ、人権意識の向上につながった。	法務局、人権擁護委員と連携し市内学校園において人権教室を実施する。	人権推進課
		5	社会福祉施設、特設人権相談	人権擁護委員と連携して、特設人権相談所を実施する。	人権擁護委員と連携して、福祉施設にて特設人権相談所を開設した。 実施日：平成30年10月29日(月) 場所：あしや喜楽苑 内容 ・啓発ハンフレットを配布。 ・人権関連ビデオ上映 「三遊亭円楽が案内する任意後見制度～伝えたい、実現したい自分の生き方～」 参加者：34人	0	0	B	今回の参加者は、ショートステイ利用者が多く、すでに後見人がついている方も含まれており、全体的に理解が難しかったように見受けられ、質問も出なかった。次回施設選定時には、参加対象者について施設側と十分協議しておく必要がある。	人権擁護委員と連携して、R2年度の実施に向けて準備する。	人権推進課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
	② 出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	6	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公営提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を図る。	・生涯学習出前講座の実施(31件) ・社会教育関係団体公営提案型補助金制度の実施(交付決定5件)	198	750	B	あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公営提案型補助金制度を円滑に実施することができた。今後は、2つの制度の更なる周知を行い、より地域の教育力を高める必要がある。	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公営提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を図る。	関係課
	③ 地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	7	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	・成人式で人権啓発標語入りグッズを作成・配布し、新成人に人権意識の浸透を図る。	人権啓発グッズの作成・配布 約700人分	40	84	B	新成人に人権を意識してもらう機会となった。	・成人式で人権啓発標語入りグッズを作成・配布し、新成人に人権意識の浸透を図る。	関係課(生涯学習課)
	④ 地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組めます。	8	人権啓発リーダーの養成講座の実施	開催場所、時期、内容、対象者、事業名について検討し、より大きな効果をえられるよう実施する。	○上宮川文化センター人権講演会 内容：人権の視点から見た「もののけ姫」～「部落差別解消推進法」を活用するために～講師：富田 稔氏(天理大学人間学部総合教育研究センター教職課程研究室) 参加者：94名	21	0	B	芦屋市人権教育推進協議会との共催により広域的な教育。啓発を行うことができた。1回あたりの参加者数の増加など、対象を拡大する方向での調整が必要。	開催場所、時期、内容、対象者、事業名について検討し、より大きな効果をえられるよう実施する。	上宮川文化センター

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
4-4 事業所	1 経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。	9	事業所人権研修の実施	引き続き商工会と協力し、会員事業者をはじめとする勤労者を対象とした人権教育講座を開催する。	芦屋市商工会の会員及び市と関わりのある福祉施設、保育施設等に働き方改革関連法やワークライフバランス、ハラスメントなどを内容としたリーフレットを2,000部配布した。	42	35	B	例年は50-60名程度を対象としたセミナーを開催していたが、法改正について全市的な啓発が必要と考え、リーフレットの配布を行なった。市内事業者の多くに配布ができた点は評価できると考える。	引き続き商工会と協力し、会員事業者をはじめとして、講座や啓発資料の作成を行う。	地域経済振興課 人権推進課
		10	福祉施設における特設人権相談所開設(再掲)	人権擁護委員と連携して、特設人権相談所を実施する。(再掲)	人権擁護委員と連携して、福祉施設にて特設人権相談所を開設した。 日時：平成30年10月29日(月) 場所：あしや喜楽苑 内容 ・啓発ハンフレットを配布。 ・人権関連ビデオ上映 「三遊亭円楽が案内する任意後見制度～伝えたい、実現したい自分の生き方～」 参加者：34人 (再掲)	0	0	B	今回の参加者は、ショートステイ利用者が多く、すでに後見人がついている方も含まれており、全体的に理解が難しかったように見受けられ、質問も出なかった。次回施設選定時には、参加対象者について施設側と十分協議しておく必要がある。 (再掲)	人権擁護委員と連携して、R2年度の実施に向けて準備する。 (再掲)	人権推進課
4-5 その他の場や機会	1 阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。	11	広域的な人権教育・啓発等の実施	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	・「日々の生活と人権を考える集い2018」では、阪神地区人権・同和教育研究協議会に研修の開催を案内し、阪神地域を中心に市外からも多くの方が参加した。 参加者：188名(アンケート回答者)	502	721	B	・市外からの参加者も多く、広域的な教育・啓発を行うことができた。	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	人権推進課 人事課
		12		H30年度についても、適切に本事業を継続実施する。	○上宮川文化センター人権講演会 内容：人権の視点から見た「もののけ姫」～「部落差別解消推進法」を活用するために～講師：富田 稔氏(天理大学人間学部総合教育研究センター教職課程研究室) 参加者：94名 上宮川文化センター映画上映会・講演会 内容：ニッポンの100年を駆け抜けた女と男 講師：武野 大策氏 共催：NPO法人 絵本で子育てセンター 参加者：120名 上宮川文化センター多文化共生研究報告会 内容：高校生による移民の歴史発見プロジェクト～日本からブラジルへ渡った日本人移民の歴史探究～ 共催：兵庫県立芦屋国際高校 参加者：39名	21	75	B	共催したことにより、広域的な教育・啓発を行うことができた。また、経費の削減にも貢献できた。	R1年度についても、適切に本事業を継続実施する。	関係課(上宮川文化センター)

地域・事業者その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
	・公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。	13	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発の実施	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	・NHKプロフェッショナルに出演実績のある野島千恵子氏を講師としてお招きし、講演会を実施した。 人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2018」 実施日：平成30年11月14日(水) 会場：ルナ・ホール 内容：野島千恵子さん講演会「人は人の中で育つ」～インクルーシブな社会をめざして～ 講師：保育士 野島 千恵子 氏 参加者：434人 (再掲)	502	721	B	アンケート回収率70.3% (305/434) 講演を聞いて、人権問題に対する関心や理解が深まったとする回答が94.8%であり、本講演会が人権啓発事業として効果があったものと認められる。 また、講演会の中でインクルーシブ保育の様子を映像を用いて説明したところ、非常に好評であった。 (再掲)	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	人権推進課
	②市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。	14	広報媒体、マスメディアを活用した啓発	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	人権に関するイベントを実施する際に、広報紙、ホームページ、まちナビ、ケーブルテレビ、広報掲示板等で告知した。また、大規模のイベントにおいては、各種のマスメディアに積極的に情報提供を行った。	0	0	B	人権に関するイベントにおいて、市内だけでなく、市外からも多くの参加者を得られた。	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	広報国際交流課 関係課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
〇市職員等への教育・啓発											
5-1 職員の意識向上	①職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	15	人権に関わる研修	・人材育成実施計画（平成30～33年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 様々な人権問題をテーマに研修を実施する。	①人権教育推進協議会講演会 「みんなを笑顔にする人権教育～いのち・愛・共生～」参加者 37名 ②人権週間記念事業 「人は人の中で育つ」～インクルーシブな社会をめざして～」参加者 70名 ③第1回職員人権研修 「部落差別解消推進法の制定から学ぶ」参加者 68名 ④第2回職員人権研修 「ネット社会の人権について」～ネットの向こうには人がいる～」参加者 87名 ⑤第3回職員人権研修 「なぜ、部落差別に対してマイナスイメージを持つてしまうのか」～誤解や偏見に向き合う力をつけるには～」参加者 95名 ⑥人権リーダー養成講座 「人権の視点から見た「もののけ姫」～「部落差別解消推進法」を活用するために～」参加者 15名 ⑦人権講演会 「多様な性／LGBTを知っていますか？」参加者 9名 ⑧犯罪被害者支援研修 「弁護士による犯罪被害者支援と自治体の連携について」参加者 63人	741	1,126	B	・各種、行政課題に沿った人権研修を実施することができた。	・人材育成実施計画（平成30～33年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 様々な人権問題をテーマに研修を実施する。	人権推進課 人事課
		16	講演会、研修会への参加促進	市が主催する研修や講演会のほか、関係団体が主催する講演会への参加を促進させる。	・性的マイノリティに対する人権など重点的に取り組む課題に対する研修を行い、研修を実施する際には、職員用の庁内LANの掲示板に研修案内を掲載し、研修を周知するとともに、庁議、課長級へのメール配信によって、職員の研修参加を呼び掛けた。 ・芦屋市人権教育推進協議会が主催する「人権教育推進協議会講演会」に職員を派遣した。	0	0	B	・職員の研修参加を促進することができた。	市が主催する研修や講演会のほか、関係団体が主催する講演会への参加を促進させる。	人事課 人権推進課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
	②管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。	17	職場人権研修の実施	・継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 ・様々なテーマで研修をしてもらうため、職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。	・主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施（平成30年6月～平成31年3月） ・職場単位で人権リーダーを設置し、様々な人権課題をテーマにし、意見交換等を行った。	0	0	B	・職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。	・継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 ・様々なテーマで研修をしてもらうため、職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。	人権推進課 人事課
	③セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくります。	18	学校内のセクシュアル・ハラスメント防止のための研修	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	・相談窓口を設置するとともに、職場内での啓発に取り組み、相談しやすい職場環境づくりに努めた。 ・芦屋市「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を周知、さらにはリーフレットを全校配布した。（市内小中学校11校）	0	0	B	県や市の通知を有効に活用し、校長会を通して、教職員の意識の向上を図った。常に意識が高い状態が続くよう啓発すること。	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	教職員課
		19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 ・事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、セクシャルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。	・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知した。 ・係長級職員を対象に「EAPラインケア研修会」を開催し、ハラスメント対応の実践について理解を深めた。（年1回） ・ハラスメント相談員及び人事部局の職員を対象に「ハラスメント対応検討会」を実施した。	6,429	6,600	B	・セクシャルハラスメント相談員及び監督職について、ハラスメント相談の知識、スキルを向上させることができた。 ・具体的な事案に対して的確に対応できるように研修内容の充実を図る。	・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 ・事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、課員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。 ・セクシャルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント相談員研修」を実施する ・人事部局の職員を対象に「ハラスメント対応検討会」を実施する。	人事課

地域・事業者その他の場	方向性	NO	事業内容	H30事業実施目標	H30事業実施実績	H30歳出決算額(千円)	令和元年度(R1)歳出予算額(千円)	所管課評価	H30実施効果・課題	令和元年度(R1)事業実施目標	所管課
5-2 特定職従事者の意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	20	計画的な人権研修	- 各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 - 複雑化してきているネット環境下での問題や性的マイノリティの問題など今日的な人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した取り組みを実施する。	- 学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に実施した。 - 人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図った。 - 芦屋市人権教育推進協議会との連携を図った。 - 児童生徒の人権意識の高揚と、実践的な態度の育成を目指して、各学校が独自の課題を設定し、研修を実施した。また、引き続き全小中学校で人権作文に取組み、人権作文集「ふれあい」を発行した。	113	155	B	各学校が自校の実情に合わせた課題について外部講師を招いての研修を実施するケースが増えてきた。今後は、複雑化してきているネット環境下での問題や性的マイノリティの問題など、今日的な人権課題に対する理解を深める研修にも取り組む必要がある。	- 各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 - 複雑化してきているネット環境下での問題や性的マイノリティの問題など今日的な人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した取り組みを実施する。	学校教育課
		21	課題別研修	- 芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。 - 人権同和教育に焦点化させた研修を企画する。	- 初任者研修において芦屋の同和教育の歴史や児童生徒との関わりの中での人権意識を学ぶ研修を行った。 - ベテラン教諭が講師となり、若手教員が学ぶ研修を実施した。	100	100	B	- 初任者研修講座において12名の新任教員が「子どもが抱える困難への気持ち、対応や一人一人を大切にすることの指導法」などについて学ぶことができた。 - 子どもの見方や叱り方、認め方など子どもの人権を大切にする具体的な指導法をベテラン教諭から学ぶことができた。	- 初任者研修、年次研修、夏季研修会等の研修会において不登校、いじめ、体罰などについて法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員の資質能力の向上をめざす。 - 人権同和教育に焦点化させた研修を企画する。	打出教育文化センター
	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します	22	プライバシー保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	個人情報の保護に対する注意喚起を継続して実施する。	保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者（事業所職員を含む）等に対して、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組をあげ、館内の業務連絡会を通じて、随時注意喚起を行った。また、年1回、机や書庫等の鍵の調査も実施した。	0	0	B	個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として理解しているが、実例を踏まえ、対策を周知することで、意識の向上・具体的な行動へつなげられるよう努めている。	継続して実施する。	関係課(福祉センター)
		23		- レインボーバッチを活用し、課内での人権研修に取り組む。 - 引き続き部内、庁内、対外的な研修に積極的に参加し、人権意識を高める。	- レインボーバッチやLGBTについて、課内で研修を行った。 - また積極的に自主的な研修にも参加した。 - 部内研修 - 課内研修 - 人権研修 - 権利擁護研修 - 生活困窮者研修 - 等	0	0	B	職員の人権意識が高まり、処遇の充実につながった。	庁内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。	関係課(生活援護課)
	③私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。	24	関係機関への研修の実施	長期に入院・入所している被保護者が孤立せず安心して生活ができるよう、また、職員が尊厳をもって接遇できるよう情報を共有する。	入院。入所先への訪問や施設関係者と情報提供を行い、被保護者の処遇や生活状況の確認・支援を行った。（約31件）	0	0	B	本人の意向や生活実態を確認し、地域移行を含めた生活状況の見直しを検討した。	引き続き地域移行の可能性を探り、本人の意向を汲み取る。	関係課（生活援護課）